

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例を公布する。

令和二年五月七日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第二十号

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項本文の規定に基づき、東京都北区に設置された附属機関（以下「附属機関」という。）の会議（以下「会議」という。）における議案の審議等（以下「審議等」という。）の特例について定めるものとする。
(審議等の特例)

第二条 審議等について定める東京都北区条例、東京都北区規則その他審議等について定めるもの（以下「条例等」という。）の規定にかかわらず、附属機関は、会議の招集による審議等に代えて、当該附属機関の構成員に対する書面の回付その他当該附属機関の長が指定する方法による審議等（以下「持回り審議等」という。）を行うことができる。

2 前項の規定を適用する場合（映像と音声の送受信により当該附属機関の構成員の状態を認識しながら通話をすることができ機能を利用する方法による審議等の場合において、技術的理由等により審議等の視聴システムを整備することが困難なときを含む。）には、条例等の会議の公開に関する規定は、適用しない。

3 第一項の規定を適用する場合の東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁

償に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号）の規定の適用については、持回り審議等一回につき勤務一日とみなす。

（特例の適用期間）

第三条 前条の規定を適用する場合は区長が緊急かつやむを得ないと認める場合とし、その適用期間は東京都北区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年五月七日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第二十一号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都北区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月東京都北区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

付則に次の三条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第八条 給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第三条第六項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した三月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た金

額（その金額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の三十分の一に相当する額（その額に、五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を十円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。

第九条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができるときは、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第二項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第十条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区国民健康保険条例付則第八条から第十条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和二年一月一日から東京都北区規則で定める日までの間に属する場合に適用する。